



法人税欠損金繰戻還付の復活

平成21年度税制改正で停止していた「欠損金の繰戻還付」が復活し、リーマンショック以後の景気悪化により、今、実務の現場では花盛りです。

(1) 具体的内容 → 青色決算書を提出する法人に欠損金が生じた場合に、前事業年度に繰り戻して、前事業年度において納付した法人税額のうち、下記算式により算出した金額の還付を受けることができます。

(2) ①×②／③

①前事業年度の法人税額

②当事業年度の欠損金額

③前事業年度の所得金額

還付する金額は③の金額が上限となります。

(3) 具体的数字の例

①250万

②500万

③1000万

①×②／③=125万 が、この場合の還付金額です。

※ ちなみに法人府民税・法人市民税は適用ありません。

(4) 適用時期 → 平成21年2月1日以降に終了する事業年度に適用。

(5) 注意事項

還付の金額にもよりますが、適用する場合は原則、税務調査があります。

— 個人の場合 —

以前より純損失の繰戻し還付があり、平成21年分に生じた純損失は、平成20年分の課税所得金額から控除して、平成20年分の所得税を計算し直して、その差額を還付請求できます。

平成22年3月15日の確定申告で行います。